

水道料金の改定について

令和6年(2024年)8月9日

東大阪市上下水道局

水道総務部水道経営室企画課



MONOZKURI CITY
HIGASHI-OSAKA
WHERE THE ANSWER IS





目次

1. 審議会の審議経過について
2. 水道事業の現状について
3. 財政シミュレーションの見直しについて
4. 主な条件設定(財政目標・施設整備計画)
5. 料金改定を行わない場合の収支見通し
6. 料金体系の方針



審議会の審議経過について

		開催日	開催内容
令和 3年度	第1回 (書面 会議)	8月5日～ 8月13日	・水道料金制度のあり方について(諮問) ・審議会の概要 ・水道事業の現状と取組 ・下水道事業の現状と取組 ・東大阪市水道料金の概要について
	第2回	10月11日	・水道事業における料金体系の課題と目指す料金体系方針
	第4回 (書面 会議)	1月24日～ 1月31日	・料金改定方針案と料金体系案の検討条件について
令和 4年度	第1回	4月28日	・料金体系案のシミュレーション結果の提示について
	第2回	7月5日	・前回意見を踏まえた料金体系案のシミュレーション結果の提示、料金体系の決定
	第3回	8月2日	・答申案
令和 5年度	第3回	11月24日	・今後の水道料金改定について



審議会の審議経過について

諮問 水道料金制度のあり方について【令和3年8月5日】

答申の概要【令和4年8月25日】

①料金改定の必要性

- 水需要の減少、老朽化の進行に伴う更新需要の増大など経営環境の厳しさが増すなか、安定的な事業運営に必要な財源を確保するために料金改定は必要

②料金改定時期・料金改定率

- 料金改定時期は令和6年4月1日とすることが妥当
- 料金改定率は13%の値上げとすることが妥当

③料金体系のあるべき姿

- 用途別口径別併用の料金体系へ見直すことが望ましい
- 基本水量は、解消することが望ましい
- 料金収入に占める基本料金の割合を高めることが望ましい
- 家事用の従量料金の逡増度を緩和することが望ましい



審議会の審議経過について

諮問 水道料金制度のあり方について【令和3年8月5日】

答申の概要【令和4年8月25日】

一方で…

あるべき姿の料金体系により下記の課題が顕在化

- ・ 口径別料金体系の導入により、単身世帯など使用水量の少ない利用者に激変が生じること
- ・ 全体的には13%の値上げを行う中で、一部の利用者には逆に値下げになること

急激な物価上昇などの
社会情勢を総合的に勘案

④審議会を踏まえた料金体系

- ・ 現行通りの用途別料金体系とすることが妥当
- ・ 浴場用については、料金を据え置くことが妥当
- ・ 基本水量は、現行通り存置することが妥当
- ・ 料金収入に占める基本料金の割合を高めることが妥当
- ・ 家事用の従量料金の逡増度を緩和することが妥当



審議会の審議経過について

令和4年度 答申後の施策への反映

- 昨今の物価高騰による市民生活への影響等を鑑み、上下水道局にて検討した結果、今後、財政状況等を踏まえつつ適切な時期に料金改定の実施を検討することとしました。



(写真) 答申手交式の様子



審議会の審議経過について

令和5年度 改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直しについて

見直し概要【令和5年度第3回審議会：令和5年11月24日】

大阪広域水道企業団との統合検討について、令和7年4月の企業団との統合に向けて検討し、財政シミュレーションを見直した。

①財政シミュレーションの条件設定根拠

- 大阪広域水道企業団統合案に見直し
 - 料金回収率：料金改定後3年間100%以上を維持
 - 資金残高：給水収益の3ヵ月分以上を確保
 - 収益的収支(単年度)：黒字確保
 - 最新の決算値(R4)および予算値(R5)を反映 等

②料金改定時期・料金改定率

- 料金改定時期は、令和7年10月の料金改定が必要
- 料金改定率は、答申書と同様、13%の料金値上げが必要

③料金体系の方針

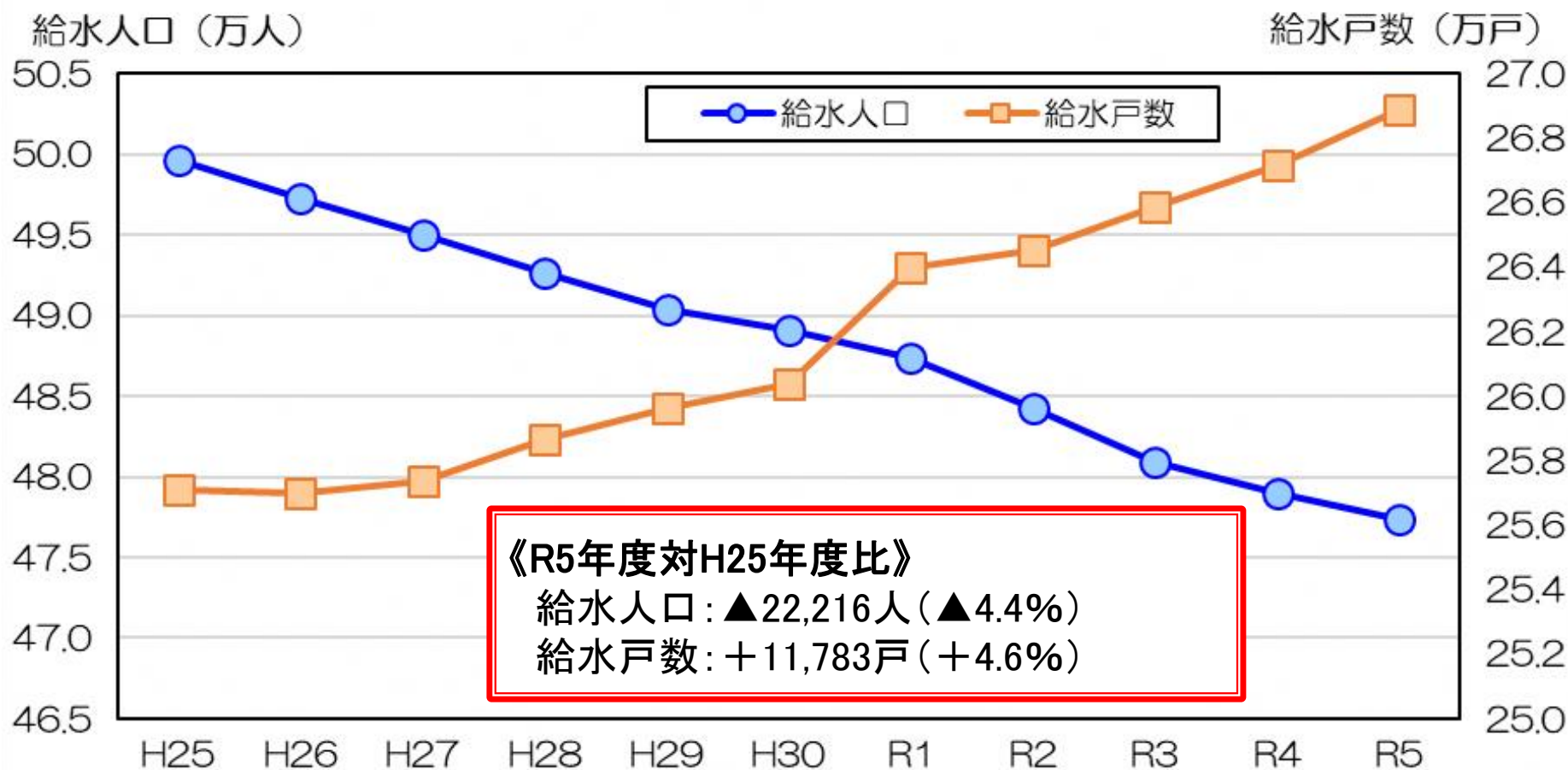
- 答申を尊重し、料金体系見直しの考え方は変更しない
- 答申の料金表をそのまま適用することで、平均改定率は13%となった



水道事業の現状について

《 給水人口と給水戸数の推移 》

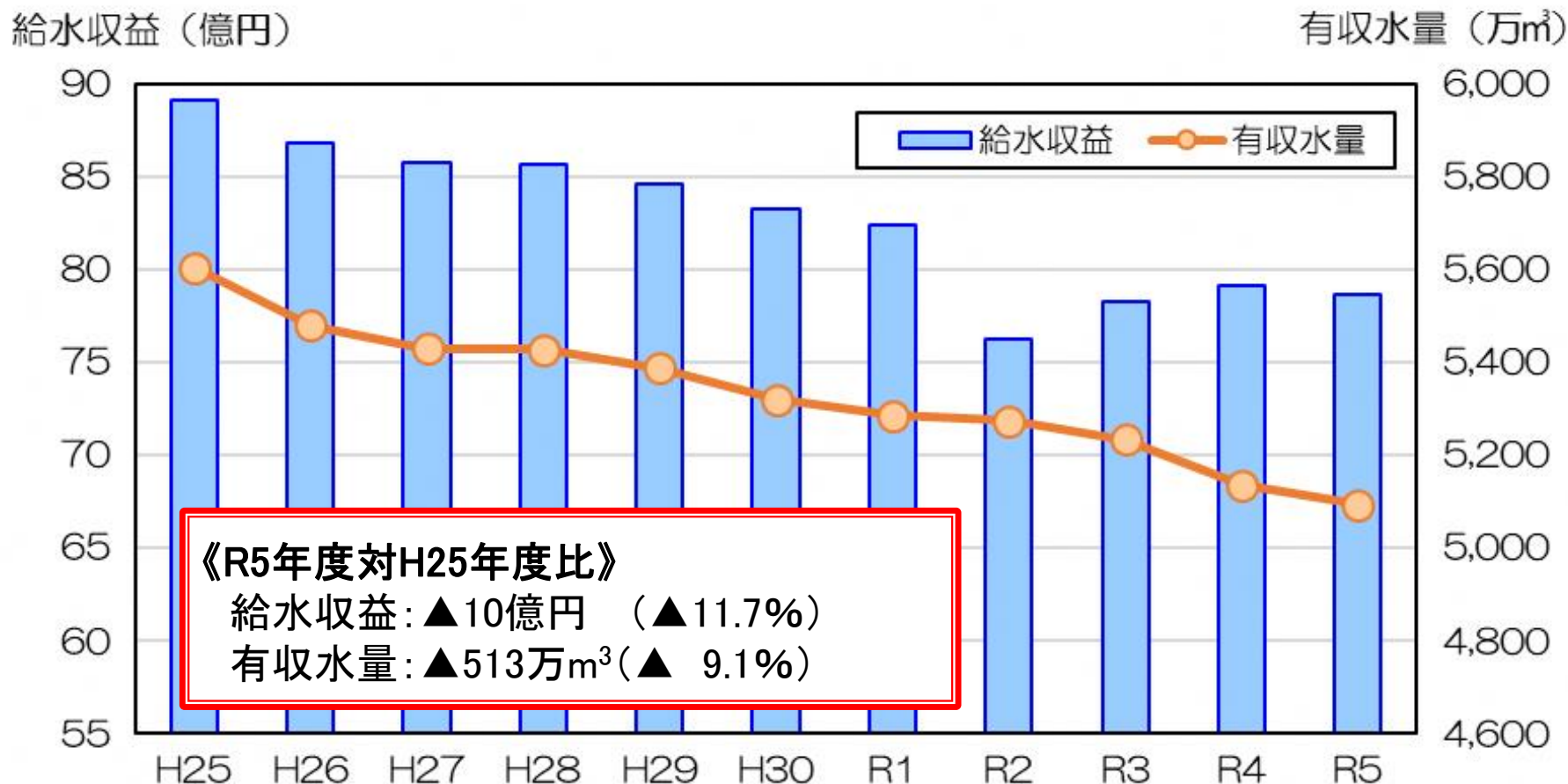
本市において、給水人口は減少している一方で給水戸数は増加傾向となっている。



水道事業の現状について

《 水需要の推移 》

本市の給水収益は、有収水量の減少以上に減少傾向となっている。
令和2年度～3年度、はコロナ減免を実施したため給水収益が特に減少している。



水道事業の現状について

《 東大阪市の料金体系 》

本市における現行の水道料金体系は以下のとおり。

【基本料金】基本水量あり、用途別

【従量料金】逡増型

東大阪市の料金表(1ヵ月あたり)

※表中の金額は、全て税抜

用途 区分	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	従量料金単価＜上段:水量(m ³)・下段:金額(円/m ³)＞						
家事用	7	608	8～10	11～20	21～30	31～			
			98	146	208	247			
業務用	10	1,462	11～						
			247						
公共用	30	4,472	31～						
			326						
浴場用	500	31,000	501 ～600	601 ～2000	2001 ～3000	3001 ～4000	4001 ～5000	5001 ～6000	6001～
			62	102	104	113	123	189	247
事業用	30	6,604	31～						
			347						
臨時用	10	4,858	11～						
			580						



水道事業の現状について

《 給水収益が有収水量以上に減少している要因① 》

給水収益が有収水量以上に低下している要因として、用途別の水量割合の変化が考えられる。

用途別の戸数・水量の状況(%)

		家事用	業務用	公共用	浴場用	事業用	臨時用	計
R1	戸数	95.2	3.9	0.4	0.0	0.3	0.2	100.0
	水量	79.3	10.7	3.9	0.9	5.1	0.1	100.0
R5	戸数	95.4	3.7	0.4	0.0	0.3	0.2	100.0
	水量	80.7	10.0	3.5	0.7	4.9	0.2	100.0
R5-R1	戸数	+0.2	▲0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	---
	水量	+1.4	▲0.7	▲0.4	▲0.2	▲0.2	+0.1	---

※分水は除く

- ✓ 令和5年度は、令和元年度より家事用の割合が戸数、水量ともに増加している
- ✓ 一方で、家事用以外の用途については、臨時用を除いて減少している
- ✓ 料金の安価な家事用の割合が増えている



水道事業の現状について

《 給水収益が有収水量以上に減少している要因② 》

家事用の水量割合を比較すると、家事用の中の水量割合についても変化している。

家事用 1ヵ月あたりの使用水量割合(%)

	0～7m ³	8～10m ³	11～20m ³	21～30m ³	31m ³ ～	計
R1	44.4	14.5	28.7	8.5	3.9	100.0
R5	45.7	14.8	27.9	8.0	3.6	100.0
R5-R1	+1.3	+0.3	▲0.8	▲0.5	▲0.3	---

- ✓ 令和5年度の家事用は、令和元年度に比べて10m³以下について増加している
- ✓ 一方で、11m³以上については減少している
- ✓ 家事用の中でも、料金の安価な低水量の割合が増加している

料金の安価な家事用の水量割合が増えていることから、給水収益が有収水量以上に減少している

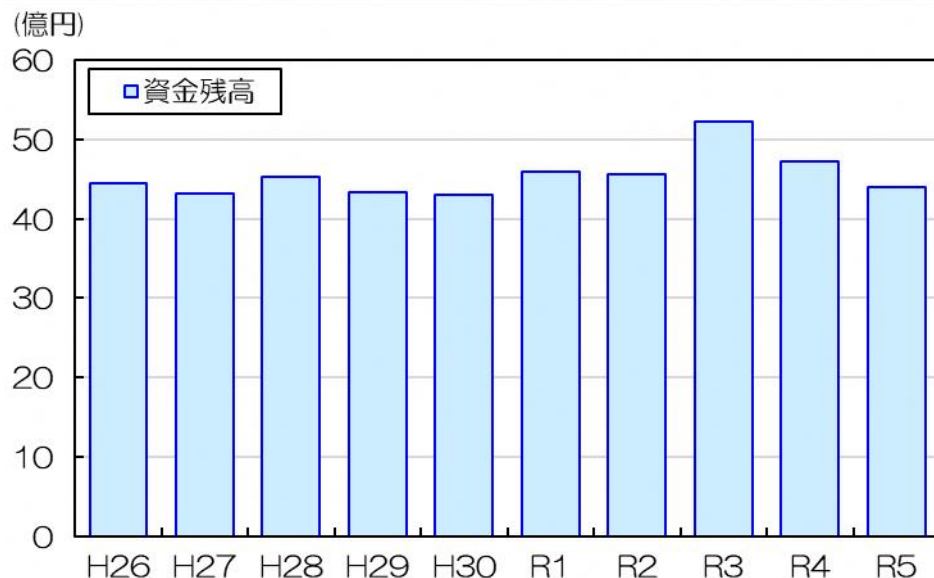


水道事業の現状について

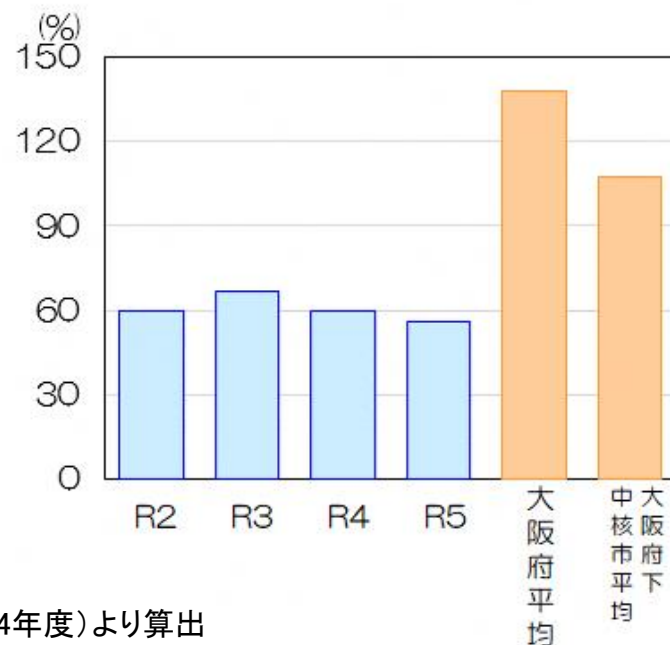
《 資金残高の状況 》

資金残高の状況は、近年では40～50億円程度で推移している。資金残高対給水収益比率の状況は、近年では60%前後を推移しており、給水収益の半年分以上の資金は確保できているものの、大阪府下平均に比べると低い状況である。

資金残高



資金残高対給水収益比率



※大阪府下平均、大阪府下中核市平均については、大阪府の水道の現況(令和4年度)より算出

※大阪府下中核市:東大阪市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市

※資金残高の算出方法:流動資産-流動負債+流動負債(企業債)-固定負債(退職給付金のみ)

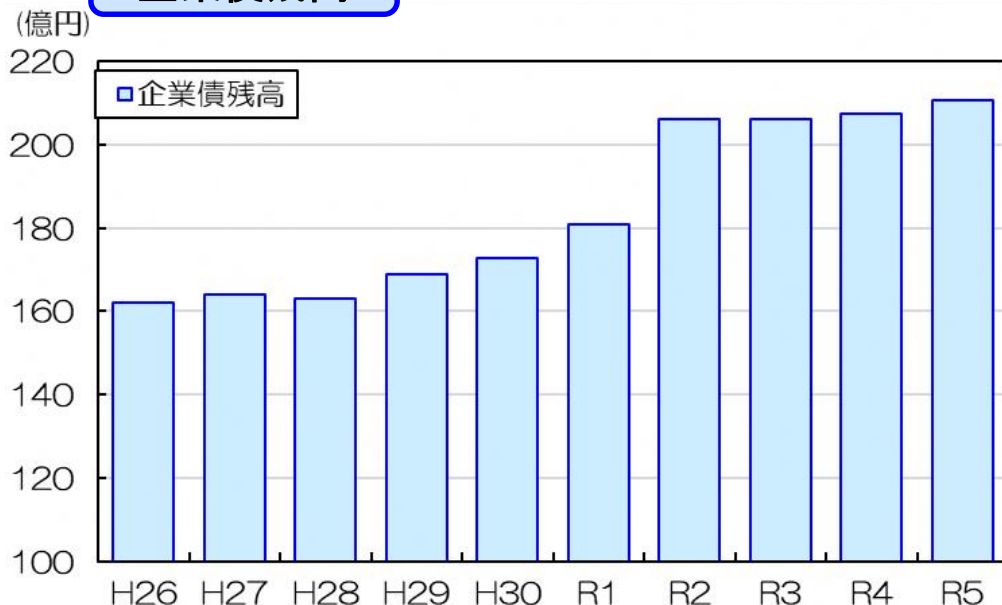


水道事業の現状について

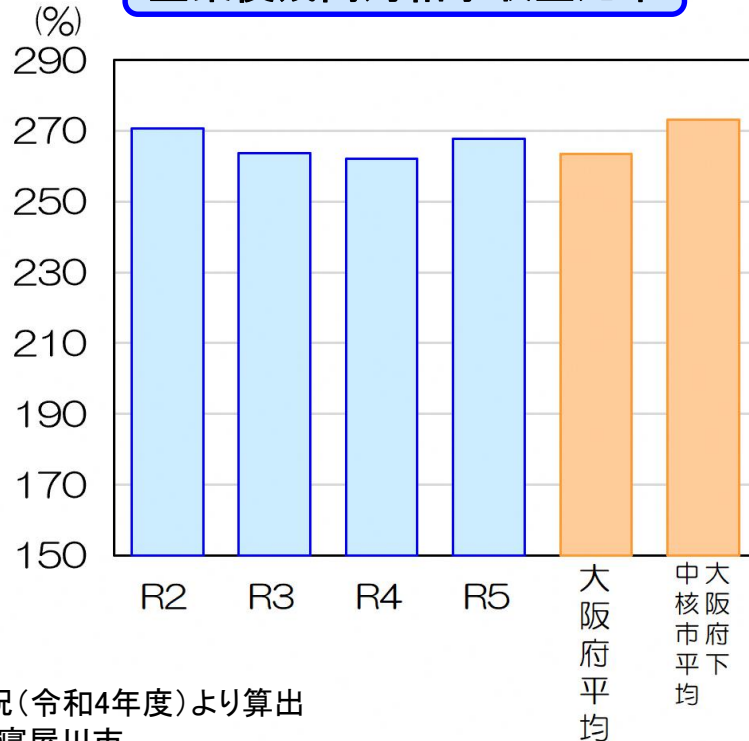
《 企業債の状況 》

平成28年度から令和2年度の大型施設更新のために発行した企業債が巨額であり、企業債残高が増加傾向であったため、令和3年度以降企業債の発行額を抑制した結果、企業債残高は近年ほぼ横ばいとなっている。

企業債残高



企業債残高対給水収益比率



※大阪府下平均、大阪府下中核市平均については、大阪府の水道の現況(令和4年度)より算出

※大阪府下中核市:東大阪市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市



財政シミュレーションの見直しについて

令和5年度第3回審議会にて、改定時期延期に伴う財政シミュレーションの見直しについて了承いただいた後、令和6年3月の東大阪市議会において、大阪広域水道企業団との統合に関する議案を提案。

議案は否決されたため、令和7年度以降も東大阪市単独で運営することになった。

東大阪市単独で運営することに伴い、財政シミュレーションについても再度見直しが必要

諮問

水道料金の改定について【令和6年8月9日】

前回の答申書における”水道料金制度のあり方”の考え方を踏襲し、料金改定の実施について検討していく方針



主な条件設定(財政目標)

	見直し前 (企業団統合案)	見直し後 (市単独経営)	【参考】
	大阪広域水道企業団 統合案	ひがしおおさか 水道ビジョン2030	ひがしおおさか 水道ビジョン2030
料金回収率	料金改定後 3年間100%以上を 維持	料金改定後 100%以上を維持	料金改定後 100%以上を維持
資金残高	給水収益の 3ヵ月分以上確保	給水収益の 6ヵ月分以上確保	給水収益の 6ヵ月分以上確保
企業債残高対給水収 益比率	---	350%以下	350%以下
収益的収支(単年度)	黒字確保	---	---

その他 条件

- R6予算値を基本に直近実績を反映して推計
- 水需要予測について、水道ビジョンの予測値を反映(ただし、R6は予算値)



主な条件設定(施設整備計画)

	見直し前 (企業団統合案)	見直し後 (市単独経営)
施設整備計画	- 施設の最適配置を実施する - 集中監視設備の集約(東大阪市・八尾市)を実施する (統合効果:約3.5億円)	- 企業団統合案で示した施設の最適配置を実施する - 集中監視設備の集約(東大阪市・八尾市)は実施しない
補助金	約73.1億円 (広域化補助金等)	約2.2億円 (耐震化補助金)
企業債 支払利息	R5～R8:0.7%、R9:1.05%、 R10:1.45%、R11:1.75%、R12以 降:1.85%年賦で算出	R6以降 2%年賦で算出
建設デフレーターによる補正(資材費・労務単価の上昇を反映)	【R7～R17までの施設整備事業費】 ・水走 :約141億円 ・新水道庁舎:約28億円 ・管路更新 :約314億円 ・その他施設:約47億円 (合計:約530億円)	【R7～R17までの施設整備事業費】 ・水走 :約196億円 ・新水道庁舎:約29億円 ・管路更新 :約393億円 ・その他施設:約62億円 (合計:約680億円)



主な条件設定(施設整備計画)

《 施設整備費の検証について 》

企業団統合案をベースに経済情勢(物価高騰等)を考慮した内容も踏まえ検討を行った。

建設工事デフレーターの検証

※建設工事費デフレーター(以下「デフレーター」という。)

建設工事に係る「名目工事費額」を基準年度の「実質額」に変換する指標

①直近3カ年(R3～R5)のデフレーターのトレンドについて(上昇率3カ年平均:5.2%)

- ・直近3カ年のデフレーターの上昇率は、物価高騰によりかなり高い状況
- ・過去の動向より、上昇が継続したとしても概ね3年で落ち着く傾向
- ・事業費の検討にあたり、向こう3年は物価高騰の考慮が必要と判断

☞ ☆R7～R9の施設整備費には、毎年「5.2%」の上昇を見込むものとする。

②R10年度以降について

- ・R10年度以降については、物価高騰が一定落ち着くが、近年の情勢を鑑みると、緩やかな上昇は見られると予測し、緩やかな物価上昇が見られる10カ年(H23～R2)の平均値を採用するものとする。(上昇率10カ年平均:1.5%)

☞ ☆R10～R17の事業費には、毎年「1.5%」上昇を見込むものとする。



主な条件設定(施設整備計画)

《 施設整備費の検証について 》

〔検証結果〕 上記デフレーター及び事業の調整を考慮したものと、統合案を比較したもの(R7～R17分)

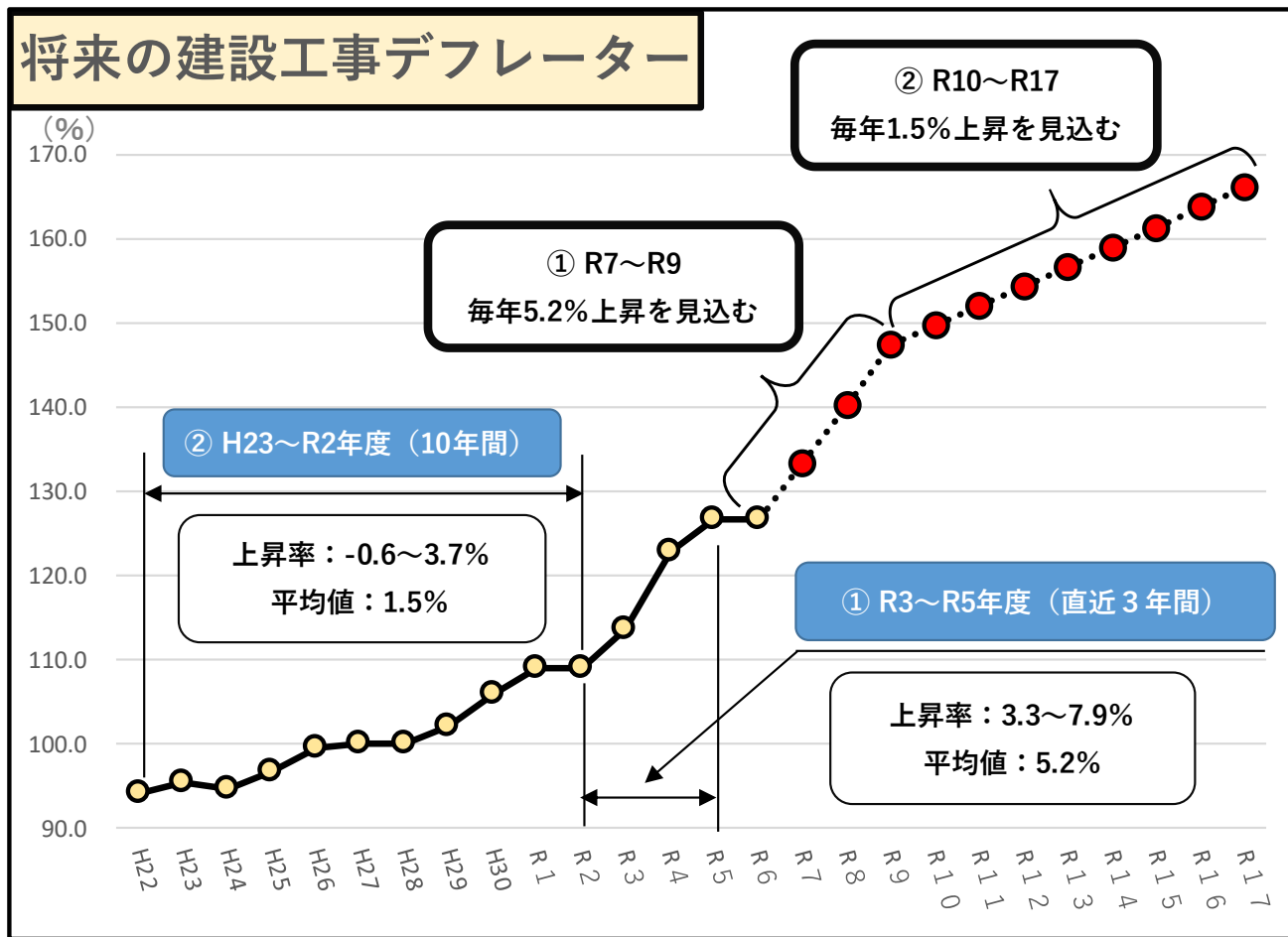
	企業団統合案	今回見直し案	差
水走配水場更新	<u>約 141 億円</u> (約 18 億円) 【約 123 億円】	<u>約 196 億円</u> (約 24 億円) 【約 172 億円】	<u>約 55 億円</u> (約 6 億円) 【約 49 億円】
新水道庁舎 PFI	<u>約 28 億円</u> (約 28 億円) 【約 0 億円】	<u>約 29 億円</u> (約 28 億円) 【約 1 億円】	<u>約 1 億円</u> (約 0 億円) 【約 1 億円】
管路更新事業	<u>約 314 億円</u> (約 143 億円) 【約 171 億円】	<u>約 393 億円</u> (約 169 億円) 【約 224 億円】	<u>約 79 億円</u> (約 26 億円) 【約 53 億円】
その他施設	<u>約 47 億円</u> (約 41 億円) 【約 6 億円】	<u>約 62 億円</u> (約 53 億円) 【約 9 億円】	<u>約 15 億円</u> (約 12 億円) 【約 3 億円】
合計	<u>約 530 億円</u> (約 230 億円) 【約 300 億円】	<u>約 680 億円</u> (約 274 億円) 【約 406 億円】	<u>約 150 億円</u> (約 44 億円) 【約 106 億円】

※()書き:R7～R11年度(5ヵ年)の合計 【 】書き:R12～R17年度(6ヵ年)の合計



主な条件設定(施設整備計画)

[参考]将来のデフレーターを検証について



☆R7~R9の事業費には毎年5.2%の上昇を見込む(R3~R5の平均値)

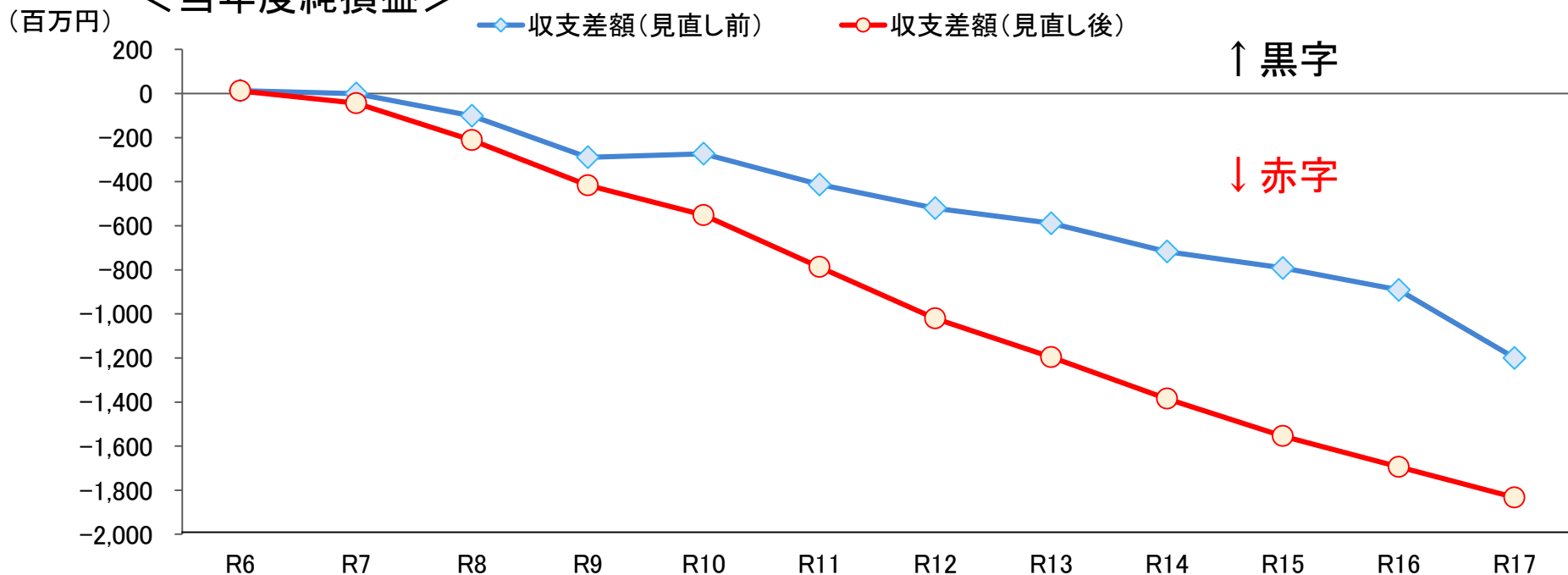
☆R10~R17の事業費には毎年1.5%の上昇を見込む(H23~R2の平均値)



料金改定を行わない場合の収支見通し

前述の条件設定により令和6年度予算値等を反映した結果、料金改定を行わなかった場合における収益的収支が赤字になるタイミングは、令和7年度であった。

<当年度純損益>



収支差額 (見直し前)	13.5	-0.4	-101.2	-289.4	-273.1	-412.8	-520.2	-588.7	-717.0	-791.3	-891.2	-1,200.1
収支差額 (見直し後)	12.0	-43.9	-211.5	-416.5	-551.6	-787.1	-1,020.7	-1,196.1	-1,384.6	-1,554.3	-1,694.3	-1,833.2



料金体系の方針

見直し後の料金体系については、下記のとおり前回答申の考え方を踏襲する。

	見直し後	前回答申	現行料金体系
口径別・用途別	用途別(6用途)	用途別(6用途)	用途別(6用途)
基本水量	あり(用途毎に設定)	あり(用途毎に設定)	あり(用途毎に設定)
基本料金割合	<u>現行より高める</u>	32%	26%
逓増度(家事用)	<u>現行より緩和する</u>	2.3	2.7
7m ³ (家事用)	上記考え方に基づき算出する	608円⇒753円 (+145円,+23.8%)	608円

- 基本料金割合を高めることで、水需要の減少に伴う影響を抑制
- 家事用の逓増度を緩和することで、公平性の観点から料金負担の適正化を図る

